

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和4年個人情報保護委員会告示第1号）の一部改正の新旧対照表

○令和4年個人情報保護委員会告示第1号（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編））

- ・改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>[略]</p> <p>【凡例】 [略]</p> <p>[1～3 略]</p> <p>4 適用の範囲</p> <p>4 - 1 法第5章の規律対象となる主体</p> <p>[略]</p>	<p style="text-align: center;">個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （行政機関等編）</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>[同左]</p> <p>【凡例】 [同左]</p> <p>[1～3 同左]</p> <p>4 適用の範囲</p> <p>4 - 1 法第5章の規律対象となる主体</p> <p>[同左]</p>

4 - 1 - 1 行政機関等

(1) 行政機関

[略]

- ① 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第1号）（※）

機関	法律の規定
[略]	[略]
国土強靱化推進本部	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第15条
健康・医療戦略推進本部	健康・医療戦略推進法（平成26年法律第48号）第20条
[略]	[略]

（※） [略]

4 - 1 - 1 行政機関等

(1) 行政機関

[同左]

- ① 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第1号）（※）

機関	法律の規定
[同左]	[同左]
国土強靱化推進本部	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第15条
社会保障制度改革推進本部	持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号）第7条
健康・医療戦略推進本部	健康・医療戦略推進法（平成26年法律第48号）第20条
社会保障制度改革推進会議	持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律第18条
[同左]	[同左]

（※） [同左]

[②～⑥ 略]

[(2)～(6) 略]

[4 - 1 - 2 略]

4 - 2 [略]

[5～8 略]

9 雑則

9 - 1 適用除外等

刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に関する保有個人情報（次の者に係るものに限る。）については、法第5章第4節（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されない（法第122条第1項）。

[略]

[②～⑥ 同左]

[(2)～(6) 同左]

[4 - 1 - 2 同左]

4 - 2 [同左]

[5～8 同左]

9 雑則

9 - 1 適用除外等

次の者に関する保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、法第5章第4節（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されない（法第122条第1項）。

[同左]

[9-2~9-4 略]	[9-2~9-4 同左]
[10~11 略]	[10~11 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	